

取引開始にあたっての確認書

私（口座開設申し込み者が法人の場合には、「当社」と読み替えるものとし
ます。）は、店頭外国為替証拠金取引、店頭商品デリバティブ取引を行うに際
し、貴社から提供された「店頭デリバティブ取引に係るご注意」「店頭商品デ
リバティブ取引に係るご注意」「取引約款」「契約締結前交付書面（取引説明
書）」を熟読したうえで、以下に記載されている取引の特徴や仕組み等、取引
に関する内容を十分に理解しましたので、私の判断と責任において、余剰資
産の範囲内で取引を行うことを確認いたします。

私は、外国為替証拠金取引、店頭商品デリバティブ取引では、第三者の資金
を利用して取引することは禁止されており、本取引で利用する運用資金は、第
三者の資金ではなく自己の資金であることを確認いたします。また、自身の名
義を、家族や知人を含む第三者に貸して口座開設を行うことや、第三者に自身
の名義で開設した口座を譲渡することは禁止されており、私は、申し込み内容
について本人が入力し、入力情報が正しいことを確認いたします。

リスク確認事項

- （１）私は、店頭外国為替証拠金取引、店頭商品デリバティブ取引は元本が保証
された取引でないことを理解しています。
- （２）私は、店頭外国為替証拠金取引、店頭商品デリバティブ取引は取引対象と
なる通貨・商品の価格の変動により、損失を被る可能性があることを理解
しています。
- （３）私は、店頭外国為替証拠金取引、店頭商品デリバティブ取引は預託すべき
証拠金額に比べて取引金額が大きいことから、取引額に応じ、大きな利益
を得る可能性がある反面、大きな損失が発生し預託証拠金の額を上回る
おそれがあることを理解しています。
- （４）私は、店頭外国為替証拠金取引、店頭商品デリバティブ取引による損失拡
大を防止するため、貴社が自動的にロスカット取引を実行することを理
解しております。また、店頭外国為替証拠金取引、店頭商品デリバティブ
取引は、為替・商品相場の急変や取引時間外における相場変動等によって

デューカスコピー・ジャパン株式会社】登録番号：関東財務局長（金商）第 2408 号 加入
協会：一般社団法人金融先物取引業協会（会員番号 1587）

日本商品先物取引協会

ver.20260917

損失額が預託する証拠金の額を上回ることがあり、必ずしも損失の額を
限定するものではなく、この際に発生した不足金額については、貴社に入
金する必要があることを理解しています。

(5) 私は、店頭外国為替証拠金取引、店頭商品デリバティブ取引では、取引シ
ステムや通信回線等が正常に作動しない等により、注文の発注、約定、確
認、取消し、照会などが行えない可能性があり、また、それに起因して損
失を被る可能性があることを理解しています。

(6) 私は、スワップポイントは通貨の組み合わせ毎に異なり、金利等の変動に
より付与調整から支払調整に転じる場合があります、また、スワップポイント
は事前に通知なく変更される場合があることを理解しています。

(7) 私は、店頭外国為替証拠金取引、店頭商品デリバティブ取引では、売付価
格と買付価格にスプレッド（価格差）があり、為替・商品相場の急変等によ
り、予期せぬ幅でスプレッドが拡大したり、意図した取引ができない可
能性があることを理解しています。

(8) 私は、店頭外国為替証拠金取引の取引手数料について、JForex 口座にお
いては、取引金額 100 万円に対し片道最大 25 円が取引の都度徴収される
こと、MT4 口座においては、取引金額 100 万円に対し片道最大 30 円が新
規建玉時に往復分徴収されることを理解しています。
また、MT5 は取引の都度片道ごとに取引手数料が取引口座から徴収されます。
取引手数料は、貴社により、変更される場合があることを理解しています。

(9) 私は、入金に係る手数料はクイック入金利用を除き、自己負担になること
を理解しています。

(10) 私は、店頭外国為替証拠金取引、店頭商品デリバティブ取引では、注文
執行後に当該注文に係る契約を解除すること（クーリングオフ）ができ
ないことを理解しています。

(11) 私は、貴社が取引から生じるリスクを低減する目的で貴社の親会社であ
る Dukascopy Bank SA（監督当局：スイス連邦金融市場監督庁）へカバ

デューカスコピー・ジャパン株式会社】登録番号：関東財務局長（金商）第 2408 号 加入
協会：一般社団法人金融先物取引業協会（会員番号 1587）

日本商品先物取引協会

ver.20260917

ー取引を行っていることを理解しています。

(1 2) 私は、貴社のカバー取引先が貴社の親会社である Dukascopy Bank SA 1 社であり、貴社が取引に係る主要システムの管理運営を Dukascopy Bank SA に委託しているため、カバー取引先の信用状況や財務状況の悪化等によりカバー取引停止または業務委託先の業務停止等が発生した場合には、私と貴社との取引が不可能または制限され継続できない可能性があることを理解しています。

(1 3) 私は、貴社が私の預託した証拠金を店頭外国為替証拠金取引では株式会社 SMBC 信託銀行及び SBI クリアリング信託株式会社、店頭商品デリバティブ取引では SBI クリアリング信託株式会社に信託財産として、自己の資金と区分して管理していることを理解しています。

(1 4) 私は、店頭外国為替証拠金取引、店頭商品デリバティブ取引は、値幅制限がない為、為替・商品市場等が急激に変動した場合や市場の休日を超える場合には、注文価格と成立価格にずれ（スリッページ）が発生し、有利なレートで注文が成立するだけでなく、不利なレートで注文が成立する場合もあることを理解しています。

(1 5) 私は、店頭外国為替証拠金取引、店頭商品デリバティブ取引に係る税制及び関連法規の変更等により、現状の取引条件より不利な条件での取引となる可能性があることを理解しています。